

## 特集 「避難行動要支援者名簿」

平成23年の東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割に、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

こうした教訓を踏まえ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう災害対策基本法が改正され、市町村長は避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等の実施に携わる関係者へ名簿情報を提供することが義務付けられました。

昭島市は他自治体に比べ取り組みが遅れていましたが、平成30年度に実行に移される予定です。

名簿が提供される関係者の中に自主防災組織（自治会員で構成する組織のため自治会と同じ）も含まれていて、名簿の受け取りを受諾した自主防災組織は、自らの安全を確保した上で可能な範囲で避難支援を行うことが求められることとなります。

この名簿受取りを受諾するためには会員の皆さまの協力が不可欠であるとともに、自治会には強い組織力が必要となります。

受諾するか否かは大変重要なこととなりますので、機会を見て皆さまのお考えをお伺いしたいと考えておりますが、現時点で分かっていることをQ&A形式でお知らせいたします。

### Q 根拠となる法律

#### A 平成25年改正の災害対策基本法

第四十九条の十 市町村長は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。

第四十九条の十一 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

### Q 従来ある名簿との相違点

A 従来の名簿は災害時に援護が必要と自ら登録した者が対象。これに対し避難行動要支援者の範囲は要介護3～5（日常生活で介護を必要とする状態が少ない1から順に多い5までありそのうちの3～5）の高齢者、障害者その他で市は調整中。

### Q 市が自主防災組織に求めていること

A 市が作成した覚書案では第2条第2項に「乙（自主防災組織）は提供を受けた名簿情報を活用し、自らの安全を確保した上で可能な範囲で避難支援を行うものとする」とある。

他の条項は名簿の適切な管理について述べられている。

### Q 名簿を受けるか否かの判断

A 判断は自主防災組織に委ねられている。受ける場合は市との間で覚書を締結する。

### Q スケジュール（予定）

A 覚書締結に向けた調整 平成29年12月～30年10月

覚書締結 平成30年12月～31年1月